

## 短時間勤務制の導入について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)および当社グループの精製部門である新日本石油精製株式会社(社長:小沢 稔)は、育児等の事由により所定就業時間を勤務することが困難な従業員が、勤務時間を短縮できる「短時間勤務制」について、下記のとおり労働組合に提案しましたのでお知らせいたします。

本制度は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「第1回一般事業主行動計画」において、目標の一つに掲げていたものです。

当社および新日本石油精製株式会社は、現在、従業員ひとりひとりが今まで以上に個性と能力を発揮し、いきいきと働き活躍できる環境を整備すべく次世代育成支援に積極的に取り組んでおり、その一環として年次休暇、育児休業の取得促進等の対策を講じてまいりました。

今般の短時間勤務制については、次世代育成支援の観点に加えて、働き方に関する従業員のニーズの多様化に対応すべく検討を重ねた結果、育児目的だけではなく、家族の介護あるいは自己の身体の障害といった事由にも幅広く対応できるように設定する方針です。

### 記

#### 1. 実施時期

2006年4月1日

#### 2. 対象者および適用事由

以下の適用事由に該当する従業員を対象とします。

- (1) 育児目的: 小学校3年生までの子女を養育する従業員
- (2) 介護目的: 要介護の家族を有する従業員
- (3) 保健目的: 身体に障害を持つ従業員

#### 3. 就業時間

短時間勤務制を希望する従業員は、以下の2つのコースから選択します。

- (1) 6.5時間コース: 一日6.5時間×所定就業日数。フレックスタイム制適用。
- (2) 5.5時間コース: 一日5.5時間×所定就業日数。フレックスタイム制適用。

\* 現状の勤務では、就業時間は一日7.5時間×所定就業日数。フレックスタイム制適用。

標準的な就業時間帯／9:00～12:00および13:00～17:30

(本社および支店の例)

コアタイム           ／10:00～12:00および13:00～15:00

以上